(VI) 乳業再編等合理化推進事業

a 地区推進事業

第1 趣旨

要綱別表5のVIの1の地区推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、 以下に定めるところによる。

第2 事業内容等

- 1 事業内容
- (1) 地域における乳業の再編合理化の推進 地域における乳業の再編合理化の推進を図るため、次に掲げる取組を行う。
 - ア 乳業再編等地域協議会の開催、調査等

地域における乳業の再編の方向性等を定めた乳業再編地域ビジョンの作成に必要な乳業再編等地域協議会(以下「地域協議会」という。)の開催、優良事例の調査等

イ 乳業再編地域ビジョン及び実行計画の作成、調整 乳業再編地域ビジョンの作成、酪振法第2条の3第4項の協議が整った酪肉近 計画に即した別記様式第1号による乳業再編実行計画の作成及び計画等の実行に 必要な関係者間の調整

(2) 地域における集送乳の効率化の推進

地域における集送乳及び需給調整施設整備の推進を図るため、次に掲げる取組を 行う。

ア地域協議会の開催、調査等

地域における生乳流通、需給調整機能の強化に関する方向性等を定めた地域集送乳再生プランの作成に必要な地域協議会の開催、集送乳経路・関連団体等の実 熊調査

イ 地域集送乳再生プランの作成、調整 地域集送乳再生プランの作成及び実効性を高めるために必要な広域指定団体、 全国連等との調整等

(3) 乳業工場の廃業に伴う従業員の合理化の推進 廃業計画が立てられている工場の従業員の合理化を図るため、勧奨退職手当を措 置する。

2 留意事項

- (1)地域協議会は、地域における乳業再編整備又は集送乳の効率化に向けた取組を着実に推進するものとする。
- (2)本事業における乳業工場とは、牛乳乳製品(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。)第2条第2項に規定する牛乳、同条第11項に規定する加工乳及び同条第12項に規定する乳製品(アイスクリーム類及び調整粉乳を除く。)をいう。以下同じ。)及び牛乳乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場とする。

- (3) 1 の(1) 及び(2) の取組の実施に当たっては、次に掲げる各項目の検討を行うこととする。
 - ア 地域における牛乳及び乳製品の生産及び流通の状況
 - イ 地域における乳業工場及び集送乳施設の状況
 - ウ 乳業工場の処理能力、貯乳施設の貯乳能力及び配置
 - エ 本事業による乳業再編等の実施の推進方法
 - オ 乳業再編等の実施計画の妥当性
 - カ その他乳業再編等に必要な事項
- (4) 1の(3)の対象者は、大手乳業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号のいずれにも該当しない乳業者をいう。)以外の廃棄工場の正規 の従業員(以下「正職員」という。)とする。ただし、次に掲げる職員は除く。
 - ア 当該廃棄工場の役員、嘱託職員、臨時職員
 - イ 当該廃棄工場の正職員であって、再編実行計画の対象となっている乳業工場に 離職等から1年以内に再雇用されることが確実と見込まれる者
 - ウ 廃棄施設に関連企業から出向している者

第3 補助対象経費及び補助率

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別紙1に掲げる経費であり、本事業の対象として明確に 区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

2 補助率

要綱別表5のVIの1の補助率の欄の生産局長が別に定める額は、正職員1名当たり10万円とする。

第4 乳業再編等地域協議会

- 1 要綱別表5のVIの1の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める乳業再編等地域協議会が満たすべき要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 都道府県、農業関係機関等、生産者団体、本事業における取組に参加する乳業者、 流通業者、経営管理等各種専門家等により構成されていること。

なお、都道府県、生産者団体及び本事業における取組に参加する乳業者は必須の 構成員とし、地域協議会の範囲が複数の都道府県にまたがる場合には、これら全て の都道府県が構成員となること。

- (2) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の代表者、意思決定の方法、 事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びそ の責任者、内部監査の方法等を明確にした運営規約(以下「地域協議会規約」とい う。)が定められていること。
- (3)地域協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 再編等協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができる ものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

第5 事業の実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、原則として事業実施計画の承認を受けた年度内とする。ただし、要綱別表5のVIの1の事業内容の欄の3の取組については、翌年度の実施を可能とする。

第6 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の設定に関する必要な事項は、次のとおりとする。

- 1 成果目標については、乳業再編地域ビジョン又は地域集送乳再生プランを作成する とともに、翌年度以降、これを活用した乳業再編又は集送乳・需給調整施設の整備を 1地区以上実施するものとする。
- 2 成果目標の目標年度は、原則として事業実施年度の翌年度とする。ただし、要綱別表5のVIの1の事業内容の欄の3の取組を翌年度に実施する場合は、翌々年度とする。

第7 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

地域協議会は、要綱第5の1の(1)に基づき、地区推進事業の事業実施計画(以下「地区推進事業計画」という。)を別記様式第2号により作成するものとする。

2 計画の要件

地区推進事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。

- (1)地区推進事業を行おうとする地域が所在する都道府県において作成された酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪振法」という。)第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(以下「酪肉近計画」という。)等との整合が図られていること。
- (2)地域における生乳の集送乳の効率化に係る地区推進事業を行おうとする場合には、事業実施計画に定める内容が「集送乳の合理化の推進について」(平成17年5月17日付け17生畜第459号農林水産省生産局長通知)に基づき加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第6条の指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定団体」という)が策定した「集送乳の合理化に係る推進計画」(以下「推進計画」という。)に即しているものであること。
- 3 重要な変更

要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1)要綱別表5のVIの1の事業内容の欄の1から3までの取組のいずれかの中止又は 廃止
- (2)補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第8 事業の承認及び着手

- 1 地方農政局長の承認
- (1) 地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所を経由して生産局長、沖縄県

にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)は、次の要件を全て満たす場合に 限り、事業実施計画を承認するものとする。

ア 要綱別表5のVIの6の(1)の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たしている こと。

イ 地区推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

(2) 地方農政局長は、(1) により事業実施計画の承認に当たっては、当該承認を受ける地域協議会に対し、別記様式第3号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、地域協議会は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、地域協議会は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、地域協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自 らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、地域協議会は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第7の規定による申請書(以下「交付申請書」という。)の備考欄に着手年月日及び交付決定前着 手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を 十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な 指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、地区推進事業計画の承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年、別記様式第5号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、協議会に対し、成果目標の 達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第10 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、成果報告書を別記様式第6号により作成し、目標年度の翌年度7月末までに行うものとする。
- 2 地方農政局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、

必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

なお、評価に当たっては、関係部局で構成する検討会を開催し、報告を受けた自己 評価の内容を確認し、必要に応じて地域協議会から聞取りを行い、評価結果を取りま とめるものとする。

- 3 要綱第7の5の評価結果の報告及び公表は、検討会の開催後速やかに行うものとする。なお、公表は、別記様式第7号により行うものとする。
- 4 地方農政局長は、目標年度において成果目標が達成されていないと判断する場合、 要綱第7の3に基づき、地域協議会に対し、目標達成に取り組むよう指導するものと する。
- 5 地方農政局長は、要綱第7の3に基づき指導を行った場合には、指導を行った再編 等協議会に、指導を行ってから1か月以内に、別記様式第8号により、目標達成に向 けた改善計画を提出させるものとする。
- 6 要綱第7の6に基づく報告は、指導内容と併せて改善計画についても報告するもの とする。

第11 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

別紙 1 補助対象経費 地区推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するため に直接必要な試験・調査 備品の経費 (ただし、リース・レ ンタルを行うことが困難 な場合に限る。)	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き原則3社以上)やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	本事業を実施するため に直接必要な会議等を開 催する場合の会場費とし て支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するため に直接必要な郵便代、運 送代として支払われる経 費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するため に直接必要な実験機器、 事務機器場等の借上げ経 費	
	印刷製本費	本事業を実施するため に直接必要な資料等の印 刷費として支払われる経 費	
	資料購入費	本事業を実施するため に直接必要な図書及び参 考文献にかかる経費	

	原材料費	本事業を実施するため に直接必要な試作品の開 発や試験等に必要な材料 にかかる経費	・材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために を実施するために を実施するという。 を選びる経費 ・短期間(補助事業を ・短期間(又は背費を ・短期間ののでは、 ・短期間のでは、 ・短期間のでは、 ・短期間のでは、 ・短期間のでは、 ・短期間のでは、 ・のれるのが、 ・のいるのが、 ・のいるのが、 ・は、 ・試験等に に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	本事業を実施するため に直接必要な会議の出 席、技術指導等を行うた めの旅費として、依頼し た専門家に支払う経費	
	専門員旅費	本事業を実施するため に直接必要な事業実施主 体が行う資料収集、各種 調査、打合せ、成果発表 等の実施にかかる経費	
謝金		本事業を実施するため に直接必要な業務を目的 として雇用した者に対して 支払う実働に応じた対価 (日給又は時間給)に 提 かかる経費	・謝金の単価の設定根拠と なる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及 び事業実施主体に従事す る者に対する謝金は認め ない。
委託費		本事業の交付目的たる 事業の一部分(例えば、 事業の成果の一部を構成	・委託を行うに当たって は、第三者に委託するこ とが必要かつ合理的・効

		する調査の実施、取りま とめ等)を他の者に委託 するために必要な経費	果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
役務費		本事業を実施するため に直接必要であり、か つ、それだけでは本事業 の成果とは成り立たない 分析、試験、加工等にか かる経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するため に直接必要な謝金等の振 込手数料	
	印紙代	本事業を実施するため に直接必要な委託の契約 書に貼付する印紙の経費	
乳業工場 の廃業 伴う けの 合 化		効率的乳業施設整備整 備の実施により、廃業す る工場の従業員の離職を 円滑に図るために必要な 経費	

- 注)上記の経費であっても、以下の場合には認めないものとする。
 - 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - 2 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等 を購入ないしリース・レンタルする場合